

3 勧告事案の法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位：社、人)

法令違反等の内容	会社 個人別	平	成	平	成	平	成	平	成	計	
		4 5	7 6	5 6	7 6	6 7	7 6	7 8	7 6		8 9
向い呑み及び呑行為 (証取法第47条及び証取法第129条 第1項)	会社						1			5	6
	個人									3	3
取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付する行為 (証取法第48条)	会社									1	1
	個人									3	3
断定的判断を提供して勧誘する行為 (証取法第50条第1項第1号)	会社										
	個人						1				1
取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (証取法第50条第1項第3号)	会社									6	6
	個人	1		7		3		6		7	27
有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為 (証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第1号)	会社										
	個人				1					2	
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 (証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第2号)	会社	1		2						1	4
	個人	1		13						4	
作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 (証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第3号)	会社			1						1	2
	個人									1	
作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 (証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第3号)	会社	1		3							4
	個人	2		13			1			1	
投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 (証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第5号)	会社										
	個人			5		3		2		2	11
安定操作期間内の自己の計算による買付け (外証法第21条第4項で準用する証取法第50条第1項第6号に基づく 健全性省令第2条第6号イ)	会社							1			1
	個人										

親銀行の使用人とともに同一の顧客を訪問する行為 〔証取法第50条の2第3号に基づく〕 〔健全性省令第2条の2第4号〕	会社						1	1
	個人						1	1
発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為 〔証取法第50条の2第3号に基づく〕 〔健全性省令第2条の2第8号〕	会社							
	個人						1	1
損失を補てんするための財産上の利益を提供する行為 〔証取法第50条の3第1項第3号〕 〔平成4年法律第87号が5年4月1日から施行されるまでは第50条の2第1項第3号〕	会社				1		6	7
	個人				14	1	37	52
有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕	会社		1				2	3
	個人		15				5	20
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当〕	会社							
	個人		1				1	2
有価証券を有しないでその売付けをする行為 〔証取法第162条第1項第1号〕	会社						1	1
	個人							
重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出 〔証取法第197条第1号及び第24条第1項〕	会社						1	1
	個人						3	3
計	会社	2(1)	7(6)	0(0)	3(3)	0(0)	25(14)	37(24)
	個人	4(4)	55(45)	6(6)	24(23)	13(12)	97(84)	199(174)

(注) 1 会社とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、会社の行為として勧告された証券会社をいう。

2 個人とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、個人の行為として勧告された役職員をいう。

3 会社または個人において、複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれ計上している。なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。

4 表記の外に、内部管理上の問題として3社に勧告を行っている。

2-3 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月	9年7月 ～ 10年6月
検査結果に基づく建議	—	—	—	—	—	—
犯則事件調査の結果に 基づく建議	—	1	—	—	—	1

2 建議事案の概要一覧表

建 議 年 月 日	建 議 の 内 容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期す観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務づける措置を講じ、実施済である。

2—4 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区 分	4年7月 ～ 5月6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月	9年7月 ～ 10年6月
証券会社検査	84社	87社	85社	86社	83社	79社
国内証券会社 (委員会) (財務局等)	78社 (9社) (69社)	79社 (9社) (70社)	79社 (10社) (69社)	84社 (9社) (75社)	80社 (12社) (68社)	72社 (7社) (65社)
外国証券会社 (委員会) (財務局等)	6社 (6社) (0社)	8社 (8社) (0社)	6社 (6社) (0社)	2社 (2社) (0社)	3社 (3社) (0社)	7社 (7社) (0社)
支店単独検査	17支店	17支店	22支店	15支店	26支店	31支店
証券業務の認可を受けた金融機関 (委員会) (財務局等)	11機関 (3機関) (8機関)	13機関 (3機関) (10機関)	11機関 (1機関) (10機関)	10機関 (0機関) (10機関)	7機関 (0機関) (7機関)	0機関 (0機関) (0機関)
金融先物取引業者 (委員会) (財務局等)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	1機関 (0機関) (1機関)
自主規制機関 (委員会) (財務局等)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	0機関 (0機関) (0機関)	1機関 (1機関) (0機関)

(注) 1 上記の計数は、着手件数である。

2 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月	9年7月 ～ 10年6月
国内証券会社	103	111	108	107	109	111
外国証券会社	60	43	47	105	81	49
証券業務の認可を 受けた金融機関	16	20	15	14	12	—
金融先物取引業者	—	—	—	—	—	20
自主規制機関	—	—	—	—	—	85

(注) 臨店期間分について算出したものである。

3 検査結果の状況

(単位：社、機関)

区 分	4年7月 ～ 5月6月	5年7月 ～ 6月6月	6年7月 ～ 7月6月	7年7月 ～ 8月6月	8年7月 ～ 9月6月	9年7月 ～ 10月6月
検査終了会社及び機関数	56	117	78	109	86	97
証券会社	49	104	64	99	79	96
証券業務の認可を受けた金融機関	7	13	14	10	7	1
問題点が認められた会社及び機関数	45	90	35	57	38	74
取引ルール関係	25	60	29	42	34	73
営業姿勢関係	30	59	17	17	10	11
内部管理体制関係	34	63	12	19	15	48

- (注) 1 「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう（前検査事務年度着手分を含む）。
- 2 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。
- 3 「取引ルール関係」、「営業姿勢関係」及び「内部管理体制関係」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

2-5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月	5年7月	6年7月	7年7月	8年7月	9年7月
	～ 5年6月	～ 6年6月	～ 7年6月	～ 8年6月	～ 9年6月	～ 10年6月
価格形成に関するもの	154	162	111	158	113	124
内部者取引に関するもの	12	50	62	54	74	59
その他	4	5	22	3	9	20
合 計	170	217	195	215	196	203
委員会	75	102	107	132	115	112
財務局等	95	115	88	83	81	91

2-6 金融監督庁長官（大蔵大臣）の行う金融機関等の検査 実施状況一覧表

1 金融機関等の検査実施状況

区 分	4年7月	5年7月	6年7月	7年7月	8年7月	9年7月
	5年6月	6年6月	7年6月	8年6月	9年6月	10年6月
金融機関等検査	249機関	282機関	285機関	285機関	315機関	239機関
銀行	52行	63行	61行	83行	98行	55行
信用金庫	188金庫	211金庫	215金庫	194金庫	199金庫	172金庫
保険会社	9社	8社	9社	8社	18社	12社
外国為替検査	54機関	65機関	71機関	78機関	113機関	35機関
外国為替公認銀行	47行	58行	65行	75行	105行	35行
商社等	7社	7社	6社	3社	8社	0社
証券会社等検査	191社	164社	176社	182社	172社	147社
証券会社	100社	90社	102社	102社	106社	97社
証券投資信託委託会社	4社	4社	4社	7社	3社	1社
投資顧問会社	87社	70社	70社	73社	63社	49社

(注) 上記の計数は、着手件数である。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月	9年7月 ～ 10年6月
(金融機関等検査)						
銀 行	133	115	124	138	113	139
信 用 金 庫	59	58	59	64	68	75
保 險 会 社	88	84	107	83	110	106
(平 均)	(77)	(70)	(72)	(83)	(82)	(95)
(外国為替検査)						
外 国 為 替 公 認 銀 行	54	39	39	45	30	30
商 社 等	13	13	23	13	34	42
(平 均)	(48)	(36)	(37)	(44)	(30)	(31)
(証券会社等検査)						
証 券 会 社	37	48	39	40	45	57
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	46	67	75	34	75	82
投 資 顧 問 会 社	8	9	10	9	10	8
(平 均)	(21)	(29)	(24)	(28)	(33)	(42)

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2-7 金融監督庁長官（大蔵大臣）の行う金融検査の在り方の基本的な転換について

大蔵省は、平成10年3月31日、金融機関による資産の自己査定及び外部監査の活用を前提とする早期是正措置が4月から導入されることに加え、最近の一連の不祥事により大きく損なわれた金融検査・監督に対する信頼を一刻も早く回復させ、真に厳正で実効性ある金融検査を早急に確立するために、従来のきめ細かい事前指導を中心とする行政に即応したこれまでの検査体制・手法について抜本的な見直しを行い、検査の基本的な在り方を転換することとし、新たな金融検査の実施上の基本事項（「新しい金融検査に関する基本事項について」）を定めた。

「新しい金融検査に関する基本事項について」の概要

1. 新検査方式の対象

新検査方式は、金融検査部が所掌する金融機関等検査について適用する。

2. 新検査方式の基本的な考え方

(1) 検査による実態把握の主眼

金融機関等における自己責任原則の徹底を前提として、金融機関等による自己査定の正確性及び償却・引当の適切性等についての実態把握と、金融機関等が健全かつ適切な業務運営を確保する上で遵守すべき法令等のルールへの遵守状況等についての事後的な実態把握に主眼を置く。

(2) 的確かつ効率的・効果的な検査の実施

公認会計士等の監査機能の一層の活用や、金融機関等の経営実態等に応じて検査頻度に繁閑を設ける等の重点的・機動的な検査

を実施するほか、日本銀行が実施する考査との十分な連携を確保する。さらに、金融機関等の事務負担をも考慮し、効率的・効果的な検査資料の徴求に努める。

(3) 検査の実効性の確保

上記(1)を踏まえ、金融機関等に係る実効性ある実態把握に務め、問題点が存すると認められる場合には、その旨を的確に指摘するとともに、状況に応じ、監督部局と緊密に連携しつつ法令等に基づき厳正に対処する。

3. 新検査方式に係る体制の整備・確立

実地研修の有効活用等研修の充実・強化や、民間専門家の登用、主要国監督当局との交流等を図る。また、検査計画の策定及び検査班の編成に当たっては、急激な資産内容の悪化等に対応しうる機動的な検査班を編成する等の機動的・重点的な対応に努めるほか、検査官の養成にも十分配慮する。

さらに、金融機関等に関する資料・データ等を収集・整理し、検査班に対する指導・助言・回答等を効果的・効率的に行うため、検査支援体制を拡充・強化する。

4. 新検査方式実施の要点

(1) 検査実施上の区分

金融機関等による自己査定の正確性等について実態把握する「資産内容の健全性に係る検査」と、ルール遵守体制やリスク管理体制について実態把握する「ルール遵守状況、リスク管理状況等に係る事後の確認検査」は、原則として一体的に実施するが、金融機関等の経営の健全性の状況等に応じ、別々に実施することを含め、機動的・弾力的に対応する。

(2) 検査実施上の具体的な要点

① 検査手続

検査は、予告した後に実施することを基本とし、ルール遵守等にかかる実効性ある実態把握のために必要と認められる場合には、無予告（抜き打ち）で検査を実施する。なお、検査の実施を予告した日から検査の開始日（検査着手日）までの間には、合理的な期間を置く。

② 徴求資料

検査に関する資料の提出を求めるに当たっては、的確に検査を実施する上での必要性のほか、金融機関の事務負担をも考慮し、資料の内容・性格に応じて作成基準日を異なるものとするほか、必要とする記載内容等を満たす限り、様式のいかんを問わず、極力、金融機関等の既存資料を活用する。

③ 臨店検査

支店、本店又は各本部において、必要に応じ、現物検査（財産及び重要書類等の管理状況等を現物で把握する）、及び実施検査（資産内容の健全性、ルール遵守状況等について原資料等に基づき実態把握する）を実施する。

④ 本部検査

イ。個別の債務者の自己査定関連資料から抽出した資料に基づき、その正確性及び自己査定結果による償却・引当の適切性につき、実態把握する。

ロ。現物検査、実地検査及び自己査定の正確性等の実態把握を通じ、把握・確認した事項、問題点等を踏まえ、担当者等から状況説明を受けるとともに、経営陣としての当該問題点等に関する認識を確認し、今後の改善方策等について見解等を求める。

ハ、必要に応じ、被検査金融機関等又は被検査金融機関等及び外部監査人の同意を得て、外部監査結果等を活用するほか、外部監査人との意見交換を行う。

⑤ 本部検査の締め括りに当たっての質問・応答

本部検査の締め括りに当たっては、主要役員等との間で、検査を通じ実態把握した事項、問題点等について、確認のための質問・応答等を行う。

(3) 検査結果の取りまとめ

本部検査締め括り後速やかに、検査を通じ実態把握した事項、問題点等を取りまとめ検査結果通知書を作成し、金融機関等に交付する。検査結果通知書においては、新検査方式への転換の基本的考え方に則して、的確かつ簡潔な指摘を行うものとする。

5. 経過措置等

本通達は、平成10年4月1日から施行し、同日以降を検査基準日とする検査について適用する。

早期是正措置制度導入直後の経過的な対応として、自己査定の正確性等に係るデータの収集等に資するため、短期間で、かつ、部分的な検査を実施する。